

◎新潟県告示第1097号

漁船損害等補償法（昭和27年政令第28号）第112条第4項の規定により所有する指定漁船の全部を政令で定める金額を下らない額を保険金額として普通損害保険に付さなければならない指定漁船所有者の範囲を定めるための地域の指定を次のとおり変更する。

平成24年9月7日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

変更前の加入区の名称及び区域

加入区の名称	区 域
糸魚川	糸魚川市新鉄、押上、寺島、寺町、大町、東寺町、中央、京ヶ峰、大和川、田伏、竹ヶ花、梶屋敷の区域
能生町	糸魚川市大字能生、能生小泊、百川、鬼伏、藤崎の区域
浦本	糸魚川市大字中浜、間脇の区域
直江津	上越市大字茶屋ヶ原、鍋ヶ浦、有間川、長浜、虫生岩戸、五智、中央、安江、東雲町、春日野、黒井、下荒浜、夷浜、西ヶ窪浜、港町、塩屋新田、遊光寺浜、春日新田の区域
才浜	上越市大潟区犀潟、土底浜、雁子浜、渋柿浜、四ツ屋浜、上小船津浜、潟町、下小船津浜、九戸浜の区域
柿崎町	上越市柿崎区一円の区域

変更後の加入区の名称及び区域

加入区の名称	区 域
上越	糸魚川市新鉄、押上、寺島、寺町、大町、東寺町、中央、京ヶ峰、大和川、田伏、竹ヶ花、梶屋敷、能生、能生小泊、百川、鬼伏、藤崎、中浜、間脇の区域
上越市	上越市大字茶屋ヶ原、鍋ヶ浦、有間川、長浜、虫生岩戸、五智、中央、安江、東雲町、春日野、黒井、下荒浜、夷浜、西ヶ窪浜、港町、塩屋新田、遊光寺浜、春日新田、大潟区犀潟、土底浜、雁子浜、渋柿浜、四ツ屋浜、上小船津浜、潟町、下小船津浜、九戸浜、柿崎区一円の区域